三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字東谷口九五一・小字惣谷東谷九五一の乙・一〇三六二・一〇三六三・一〇三六七・一〇三六七の一・小字惣谷一〇三六四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十一月十三日
農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　京都府綴喜郡宇治田原町大字立川小字間谷二八から三一まで、三一の乙、三三、三三の一、三四、小字白谷四九・五〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇から六四まで、六六から七〇まで、七二、七四、小字遠々木五一・五三・五八から六〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四、四七、五〇、五二、五四から五六まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び宇治田原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百三十四号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十七日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年十一月十三日
国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第410号	第一種紅色閃光灯	ＮＦＲＡ－１	日本船燈株式会社	埼玉県吉川市高久555番地
第411号	第二種紅色閃光灯	〃	〃	〃
第657号	白色底びき網漁業灯	日船式第１号	〃	〃
第658号	紅色底びき網漁業灯	〃	〃	〃
第666号	かけまわし漁法灯	ＮＦＹＡ－１	〃	〃
第667号	きんちゃく網漁業灯	ＮＦＹＡ－４	〃	〃
第671号	白色底びき網漁業灯	日船式第２号	〃	〃
第672号	紅色底びき網漁業灯	〃	〃	〃
第673号	かけまわし漁法灯	ＮＦＹＡ－２	〃	〃
第674号	きんちゃく網漁業灯	〃	〃	〃
第923号	第一種引き船灯	日船式第21号	〃	〃
第924号	〃	二重式日船式第21号	〃	〃
第925号	第二種引き船灯（電気用）	日船式第31号	〃	〃
第926号	〃	二重式日船式第31号	〃	〃
第927号	〃	日船式第41号	〃	〃
第928号	〃	日船式第51号	〃	〃
第929号	第二種緑色閃光灯	ＮＦＧＢ－１	〃	〃
第954号	第一種紅灯（電気用）	日船式第21号	〃	〃
第956号	第一種白灯（電気用）	〃	〃	〃
第957号	第一種緑灯（電気用）	〃	〃	〃
第958号	第一種マスト灯（電気用）	二重式日船式第21号	〃	〃
第959号	第一種舷灯（紅）（電気用）	日船式第21号	〃	〃
第960号	〃	二重式日船式第21号	〃	〃
第961号	第一種舷灯（緑）（電気用）	日船式第21号	〃	〃
第962号	〃	二重式日船式第21号	〃	〃
第963号	第一種舷灯（緑）（電気用）	日船式第21号	〃	〃
第964号	第一種船尾灯（電気用）	二重式日船式第21号	〃	〃
第965号	第二種紅灯（電気用）	日船式第21号	〃	〃
第966号	〃	日船式第31号	〃	〃
第967号	第二種白灯（電気用）	日船式第41号	〃	〃
第968号	〃	日船式第51号	〃	〃
第969号	〃	日船式第31号	〃	〃
第970号	第一種舷灯（緑）（電気用）	日船式第41号	〃	〃
第971号	〃	日船式第51号	〃	〃
第972号	第二種緑灯（電気用）	日船式第31号	〃	〃
第973号	第二種マスト灯（電気用）	日船式第51号	〃	〃
第974号	〃	二重式日船式第31号	〃	〃
第975号	第一種船尾灯（電気用）	日船式第31号	〃	〃
第977号	第二種紅灯（電気用）	日船式第41号	〃	〃
第978号	〃	日船式第51号	〃	〃
第979号	第二種白灯（電気用）	日船式第31号	〃	〃
第981号	〃	日船式第41号	〃	〃
第982号	第二種舷灯（緑）（電気用）	日船式第51号	〃	〃
第983号	〃	日船式第41号	〃	〃
第984号	第二種船尾灯（電気用）	二重式日船式第31号	〃	〃